

条例 番号	公布年月日	件 名	関係部
44	R7. 12. 12	渋谷区手数料条例の一部を改正する条例	総務部 会計管理室 監査委員事務局
45	R7. 12. 12	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	総務部 会計管理室 監査委員事務局
46	R7. 12. 12	渋谷区立社会教育館条例の一部を改正する条例	学びとスポーツ部 会計管理室 監査委員事務局
47	R7. 12. 12	渋谷区地域包括支援センター条例の一部を改正する条例	福祉部 会計管理室 監査委員事務局
48	R7. 12. 12	渋谷区障害者福祉施設条例の一部を改正する条例	福祉部 会計管理室 監査委員事務局
49	R7. 12. 12	渋谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（制定）	子ども家庭部 会計管理室 監査委員事務局
50	R7. 12. 12	渋谷区子ども発達相談センター条例の一部を改正する条例	子ども家庭部 会計管理室 監査委員事務局
51	R7. 12. 12	きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例の一部を改正する条例	環境政策部 会計管理室 監査委員事務局
52	R7. 12. 12	渋谷区行政委員会の委員、補充員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	総務部 会計管理室 監査委員事務局

渋谷区条例第44号

渋谷区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月12日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区手数料条例の一部を改正する条例

渋谷区手数料条例（昭和33年渋谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1番号122の2の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表番号122の2の2の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

渋谷区条例第45号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月12日

渋谷区長 長谷部 健

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和26年渋谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則（第8条）

第2節 交通費（第9条—第12条）

第3節 宿泊費等（第13条—第15条）

第4節 転居費等（第16条—第18条）

第5節 その他の種目（第19条・第20条）

第3章 雑則（第21条—第27条）

附則

第2条第1項第1号を削り、同項第2号中「財務省令」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「財務省令」という。）」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくは当該職員に対し旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の専決権を有する者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同

号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第1項第6号中「扶養親族」を「家族」に改め、「相手方」の次に「(以下「パートナーシップの相手方」という。)」を加え、同項に次の2号を加える。

(7) 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップの相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の任命権者が定める者(以下「旅行者等」という。)であつて、区と旅行役務提供契約(旅行者等が区に対して旅行に係る役務その他の任命権者が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、区が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項を次のように改める。

2 職員、その配偶者若しくはパートナーシップの相手方若しくは子又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が、出張のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

第3条中第4項を削り、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由

又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

第3条第5項中「第1項から第3項まで」を「第1項、第2項及び第4項」に、「交通機関の事故又は天災その他やむを得ない」を「天災その他任命権者が定める」に、「の金額」を「で任命権者が定める金額」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、若しくは死亡した場合又は次の各号のいずれかに定める場合において、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるものを旅費として支給することができる。

(1) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第16条、第18条第1項及び第21条第2項の規定に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

第3条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、区が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に、「旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）」を「旅行命令等」に改め、同項第2号中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に改め、同条第4項中「又はこれを変更」を「又は旅行命令等の変更を」に、「よってこれを」を「任命権者が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知」に改め、同項ただし書中「よる」を「当該事項の記載又は記録をし、こ

れを通知する」に、「、これを変更することができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、その旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示しなければならない」を「旅行命令等の変更をすることができる」に改め、同条第5項中「記載事項及び」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定により、口頭により旅行命令等を発し、又は旅行命令等の変更をした場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に、同項に規定する事項の記載又は記録をし、これを通知しなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改め、「この条において」を削る。

第6条を削る。

第7条中「旅費は」の次に「、次章に規定する種目及び内容に基づき」を加え、同条ただし書中「より、最も」を「より最も」に、「よって」を「より」に、「、現に」を「現に」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第13条までを削る。

第13条の2の見出し中「及び精算」を「手続」に改め、同条第1項中「又は概算払」を「及び概算払」に改め、「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「旅費の必要」を「旅費又は旅費に相当する金額の必要」に、「支給を受ける」を「支給又は支払を受ける」に改め、同条を第7条とする。

第2章及び第3章を次のように改める。

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第2節 交通費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第

1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶によ

り移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として任命権者が定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、財務省令別表第2に定める区分に応じ、同表の職務の級が十級以下の者の欄に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令第14条に定める宿泊手当の額とする。

第4節 転居費等

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して任命権者が定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以

内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第5節 その他の種目

（渡航雑費）

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

（死亡手当）

第20条 死亡手当は、職員の死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令別表第5に定める額とする。

第3章 雑則

（退職者等の旅費）

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

- 2 前項に規定する場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相

当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第26条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、

前項の規定による返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、同条例の規定に違反して支給を受けた旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第4章を削る。

附則第3項を削る。

附則第4項中「(昭和25年法律第261号)」を削り、「種類」を「種目」に改め、同項を附則第3項とする。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第3項に規定する当該旅行命令等の変更をする旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合につ

いて適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第3条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年渋谷区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第3項中「車賃及び宿泊料の4種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

(渋谷区の機関の要求により出頭した者及び公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 6 渋谷区の機関の要求により出頭した者及び公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例（昭和31年渋谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その定義は、職員の旅費に関する条例（昭和26年渋谷区条例第20号。以下「旅費条例」という。）の定めるところによる」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする」に改める。

第3条中「次のとおり」を「職員の旅費に関する条例（昭和26年渋谷区条例第20号）に定める額」に改め、同条各号を削る。

第5条中「ならう」を「よる」に改める。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年渋谷区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

(渋谷区建築審査会条例の一部改正)

- 8 渋谷区建築審査会条例（昭和58年渋谷区条例第10号）の一部を次のように改

正する。

第9条第2項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第3項ただし書を削る。

(渋谷区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

9 渋谷区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年渋谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当及び宿泊料の5種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

(渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

10 附則第5項の規定による改正後の渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第6項の規定による改正後の渋谷区の機関の要求により出頭した者及び公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例、附則第7項の規定による改正後の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第8項の規定による改正後の渋谷区建築審査会条例及び前項の規定による改正後の渋谷区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

渋谷区条例第46号

渋谷区立社会教育館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月12日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区立社会教育館条例の一部を改正する条例

渋谷区立社会教育館条例（昭和50年渋谷区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中

幡ヶ谷社会教育館	月曜日
恵比寿社会教育館	火曜日

を

「

恵比寿社会教育館	火曜日
----------	-----

」に改める。

別表第1 渋谷区立幡ヶ谷社会教育館の項を削る。

別表第2 幡ヶ谷社会教育館の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

渋谷区条例第47号

渋谷区地域包括支援センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月12日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

渋谷区地域包括支援センター条例（平成28年渋谷区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 生活困窮者の相談支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。

第6条中第5号を第6号とし、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 区内に住所を有する生活困窮者

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区条例第48号

渋谷区障害者福祉施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月12日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

渋谷区障害者福祉施設条例（平成19年渋谷区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号エ中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

渋谷区条例第49号

渋谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

令和7年12月12日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）で使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、府令の定めるところによる。

(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第4条 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第5条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年

東京都条例第43号) (保育所に係るものに限る。)

- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例 (平成18年東京都条例第174号)
- (3) 幼保連携型認定こども園 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成26年東京都条例第122号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 渋谷区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年渋谷区条例第37号) (居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

渋谷区条例第50号

渋谷区子ども発達相談センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月12日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区子ども発達相談センター条例の一部を改正する条例

渋谷区子ども発達相談センター条例（平成20年渋谷区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

渋谷区条例第51号

きれいなまち渋谷をみんなで作る条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月12日

渋谷区長 長谷部 健

きれいなまち渋谷をみんなで作る条例の一部を改正する条例

第1条 きれいなまち渋谷をみんなで作る条例（平成9年渋谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「投げ捨て」を「ごみのポイ捨て」に、「第14条」を「第15条」に、「第15条—第18条」を「第16条—第19条」に、「第19条—第21条」を「第20条—第22条」に、「罰則（第22条）」を「罰則（第23条）」に、「第23条・第24条」を「第24条・第25条」に改める。

第1条中「吸い殻、空き缶等の投げ捨て」を「ごみのポイ捨て」に改める。

第2条第6号中「吸い殻、空き缶等」を「ごみ」に、「容器」を「缶、瓶、ペットボトルその他の容器包装」に、「ビラ、チラシその他のごみの散乱の原因となる物」を「包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で、散乱性の高いもの」に改め、同条中第14号を第16号とし、第11号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同条第10号中「公共の場所」を「公共の場所等」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第7号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) ポイ捨て ごみを公共の場所等において吸い殻入れ、回収容器又は所定の場所以外の場所に捨てることをいう。

(8) 回収容器 ごみを回収するための容器をいう。

第4条第1項第1号中「吸い殻、空き缶等」を「ごみ」に改める。

第5条第2項中「ごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等

を行う者」を「事業者」に、「散乱」を「事業活動により生じるごみのポイ捨て」に改める。

第6条第1項第1号中「吸い殻、空き缶等が捨てられ」を「ごみのポイ捨てをされ」に改める。

第9条第1項中「吸い殻、空き缶等」を「ごみ」に改める。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とする。

第3章中第22条を第23条とする。

第2章第5節中第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第2章第4節中第18条を第19条とする。

第17条第1項中「をして」を「又は区長の指定する者に、」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

「第3節 投げ捨て、落書き等の防止」を「第3節 ごみのポイ捨て、落書き等の防止」に改める。

第11条第1項中「公共の場所等にみだりに吸い殻、空き缶等を捨てて」を「ごみのポイ捨てをして」に改める。

第12条の見出し中「吸い殻入れ」の次に「及び回収容器」を加え、同条第4項中「又は第2項」を「、第2項又は第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び飲食料自動販売機設置者等」を「、飲食料自動販売機設置者等及び飲食料販売事業者」に、「吸い殻入れ並びに飲食料の自動販売機及び回収容器の設置又は」を「飲食料の自動販売機（第14条において単に「自動販売機」という。）の設置並びに吸い殻入れ及び回収容器の設置又はその」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 区規則で定める区域内において、飲食料の販売を行う店舗の運営事業者（以下「飲食料販売事業者」という。）は、当該店舗が販売した飲食料から発生するごみを回収するための回収容器を当該店舗の出入口付近その他の当該店舗の利用者が容易にごみを捨てることのできる場所に設置し、これを適正に管理しなければ

ならない。

第13条第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第2章第3節中第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(立入調査)

第14条 区長は、第12条第5項及び前条第1項の規定による勧告又は改善命令を行う必要があると認めるときは、職員又は区長の指定する者に、必要な場所に立ち入り、自動販売機、吸い殻入れ又は回収容器の設置及び適正な管理について調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第2条 きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

(罰則)

第23条 第11条第3項又は第4項の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

2 第13条第1項に規定する命令を受けた者が正当な理由がなくてその命令に従わない場合は、5万円以下の過料に処する。

3 第11条第1項の規定に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

4 第11条第2項の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年6月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

渋谷区条例第52号

渋谷区行政委員会の委員、補充員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月12日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区行政委員会の委員、補充員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

渋谷区行政委員会の委員、補充員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年渋谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

別表第3中「第8条関係」を「第7条関係」に、「車賃」を「その他の交通費」に、「日当」を「宿泊費」に、「宿泊料」を「包括宿泊費」に、「食卓料」を「宿泊手当」に、「旅行雑費」を「渡航雑費」に、「副区長相当額」を「額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、令和8年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。